

作業プロセス、スケジュール（案）

1. 今年度のスケジュール（案）

本年度は3回の重要海域抽出検討会を開催する。主な作業の手順および計3回の検討会における検討事項は下記のスケジュールフロー（下図）の通りである。

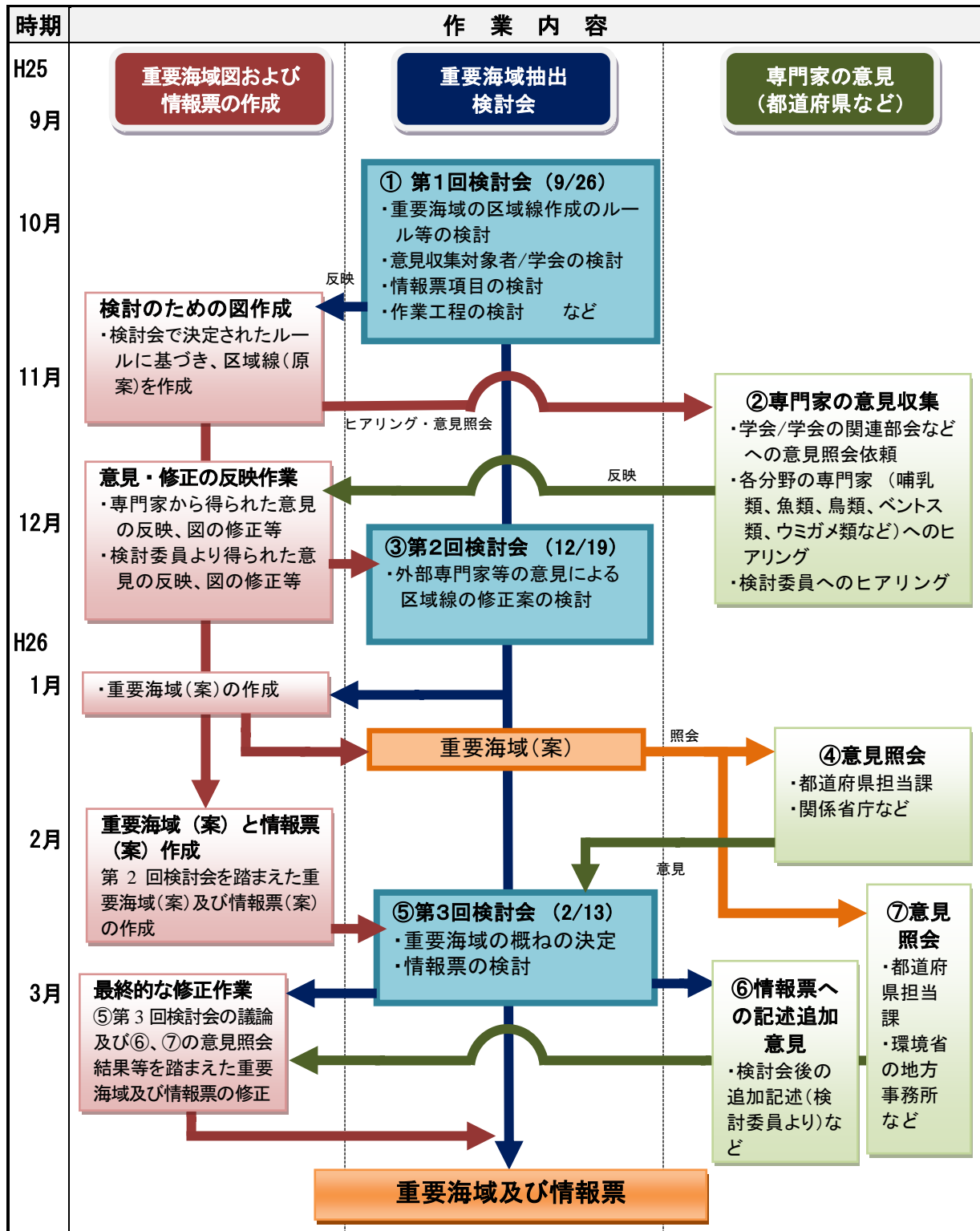


図 平成25年度の作業スケジュール（案）

2. 第1回検討会後の作業について

(1) 「区域線作成のルール」の決定

重要海域抽出検討会委員全員の合意を得た「区域線作成のルール」を作成した（参考資料1）。

(2) 「専門家から収集した意見の検討会における取扱いにかかる詳細ルール」の決定

第1回検討会で検討が必要とされた、専門家からの修正意見の取り扱いについて、「専門家から収集した意見の検討会における取り扱いにかかる詳細ルール」（以下、「詳細ルール」）を決定した（参考資料2）。

(3) 専門家の意見収集

区域線作成のルールに基づき区域線（原案）を作成し、これに対して専門家等からの修正意見を収集した。

3. 第2回検討会における検討について

(1) 第2回検討会における検討

専門家等から収集した修正意見を取りまとめ、区域線の修正案について第2回検討会で検討した（議事概要は参考資料4を参照）

4. 第2回検討会後の作業について

(1) 第2回検討会における要検討箇所の確認

第2回検討会にて重要海域（原案）の沿岸図、沖合表層図、沖合海底図それぞれについて、検討委員より提案のあったものを反映した。また要検討とされたものに対して、メールなどを通じてご意見を伺い、それらを反映した。

(2) 関係省庁・都道府県等への意見照会

委員の意見を反映したものを「重要海域（案）」とし、これらに関係省庁・都道府県等へ意見照会を行った（平成26年1月20日～1月31日、2月5日～2月14日）。

5. 第3回検討会における検討及び今後のプロセスについて

(1) 第3回検討会における検討

第2回検討会の議論において確認が必要な箇所について検討を行う。また、都道府県等より寄せられた意見の扱いについて検討を行い、重要海域を概ね決定する。また、情報票（案）について検討を行う。

(2) 今後のプロセス

第3回検討会におけるご意見を踏まえ、また、第3回検討会後に寄せられた関係省庁、都道府県、地方環境事務所等の意見をとりまとめ、これらについて重要海域抽出検討会委員にご検討、確認などを頂いた上で、3月末までに重要海域を決定する。同時にそれぞれの重要海域に付される情報票を決定する。

重要海域及び情報票には、絶滅危惧種の生息・生育地の情報が含まれることから、引き続き来年度にかけて公表内容の精査を行い、公表資料を整える等の作業を行う。

また、生物多様性条約第 11 回締約国会議の決定 XI/17 は、各国政府に対し、各国の管轄海域内における EBSA 基準等の当てはめに関する情報を条約内に設置されたレポジトリや情報共有メカニズムへ登録していくことを要請していることから、資料の形式を整え、関係省庁と報告事項について調整の上、生物多様性条約事務局への提出を検討する。

重要海域は、生物学的・生態学的な情報を取りまとめたものであり、生物学的生産性が高く生物資源の有効利用のために重要な海域等も含まれる。このため、重要海域はそのまま規制等を含む海洋生物多様性の保全施策（海洋保護区の設定等）を行う対象になるものではなく、保護・管理の必要性と目的を勘案して保全施策を推進するための基礎資料となることが想定されている（「海洋生物多様性保全戦略における重要海域の活用」については次ページ参照）。海洋基本計画や生物多様性国家戦略 2012-2020 に掲げた目標の達成に向けて、次年次以降、新たに、重要海域の情報も活用して保全施策の検討を行うための作業を進めることとする。さらに、平成 23-25 年度の作業で抽出される重要海域は、現時点において入手可能な情報に基づいて抽出されるものであることから、今後の海洋生物多様性に関する知見の充実や海洋環境の変化を踏まえ、10 年後程度を目処として重要海域の見直しを行うものとし、その前の平成 32 年（2020 年）にも生物多様性国家戦略 2012-2020 に掲げた様々な目標達成状況のレビューの一環として点検を行う。

海洋生物多様性保全戦略における重要海域の活用

重要海域の抽出の目的は、「我が国周辺海域における生物多様性の保全上重要度の高い海域を明らかにし、予防的視点から効果的な保全を進め、もって海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資すること」とされている。その上で、抽出された重要海域の用途として想定されていることは、以下の4つの事項である。

(1) 海洋保護区の充実とネットワーク化の推進

- ・重要度の高い海域を把握した上で、保護・管理の必要性と目的を勘案し、海洋保護区を適切に配置することが重要である（第5章4.）。
- ・生物多様性保全上重要度の高い海域とそれらの海域の保護・管理の必要性を明らかにしつつ、必要に応じて我が国の数値目標の設定を検討することも重要である（第5章4.）。
- ・大きな空間スケールにおいても、適切な制度を活用した海洋保護区の効果的配置が重要であり、重要海域の抽出とともに、既存の保護区の分布状況を把握した上で、そのネットワークのあり方を検討し形成していく（第5章4.）。

(2) 地球温暖化など^(注)により予測される影響への適応

サンゴ礁などの沿岸や島嶼の生態系について、気候変動に対する脆弱性が高いと言われているため、(中略)特に重要な海域を選定した上で、その他の人為的圧力を軽減するなど、効果的かつ順応的な保全管理を推進していく（第5章2.）。

(注) 地球温暖化に伴う海水温の上昇、海水面上昇や海流の変化、海洋酸性化や地球温暖化対策として試みられる地球環境の意図的な操作等が生態系や生物資源に与える影響（第5章2.）

(3) 外洋域における適切な管理と環境配慮

外洋域の船舶航行、廃棄物海洋投入処分、沖合漁業及び資源・エネルギー開発等の利用活動については、生物多様性の保全上重要な海域の保全を図ることを踏まえたうえで、適切な管理と環境配慮が重要（第5章3.）。

(4) 社会的な理解及び多様な主体の参加の促進

生物多様性の保全上重要度の高い海域や、希少な海洋生物の種等に関する情報を整備することは、海洋の生物多様性の重要性が社会的に広く認識されるためにも有効（第5章5.）。